



山形県公報

令和2年4月24日(金)
第99号

毎週火・金曜日発行

目次

訓 令

○最上小国川流水型ダム操作規則……………(河川課) ……467

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……469
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……470
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(同) ……471
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁子ども家庭支援課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁農村計画課) ……472
- 同……………(同) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……473
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

病院事業局関係

規 程

○山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

正 誤

訓 令

山形県訓令第14号

県土整備部
最上総合支庁

最上小国川流水型ダム操作規則を次のように定める。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

最上小国川流水型ダム操作規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条―第5条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第6条）
- 第4章 洪水調節等（第7条―第11条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第12条―第14条）
- 第6章 点検、整備等（第15条―第17条）
- 第7章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 最上小国川流水型ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第2条 ダムは、洪水調節をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒60立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水位）

第4条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（洪水時最高水位）

第5条 貯水池の洪水時最高水位は、標高309.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第6条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節（以下「洪水調節等」という。）は、標高276.0メートルから標高309.0メートルまでの容量2,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第7条 最上総合支庁建設部河川砂防課長（以下「課長」という。）は、山形地方気象台から最上郡最上町に降雨に関する注意報が発せられ洪水の発生が予想される場合、警戒が発せられた場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第8条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

（洪水調節等）

第9条 洪水調節等は、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、これによらないことができる。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第10条 課長は、前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第11条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなると認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水を放流することができる場合）

第12条 ダムによって貯留された流水は、第9条及び第10条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当

する場合にダムから放流を行うことができる。

(1) 第15条第1項の規定によりダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒3.1立方メートルとする。

(放流等に関する通知等)

第13条 課長は、ダムから放流を行うこと等により流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲートの操作)

第14条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、県土整備部長が定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第15条 課長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 課長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に基準を定めなければならない。

(観測)

第16条 課長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第17条 課長は、ゲートを操作し、第15条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、県土整備部長が定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の事項は、県土整備部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第350号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
一般社団法人青葉の杜 宮城県仙台市若林区南材木町17	H a r m o n y 天 天 天童市本町二丁目5番8号	放課後等デイサービス	10名	令和2.4.1
特定非営利活動法人ぽけっと びーす 寒河江市中央一丁目6番16号	ぽけっとびーすの森 のび のび保育園 寒河江市山岸町4番13号	児童発達支援	10名	同
特定非営利活動法人ぽけっと びーす 寒河江市中央一丁目6番16号	ぽけっとびーすの森 のび のびクラブ 寒河江市山岸町4番13号	放課後等デイサービス	10名	同

山形県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社老	い〜かお えがお 西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の12	通 所 介 護	令和 2. 3. 16
医療法人社団悠愛会	介護老人保健施設あこがれ 天童市大字荒谷1973番地884	訪問リハビリテーション	同 3. 18

山形県告示第352号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団悠愛会	介護老人保健施設あこがれ 天童市大字荒谷1973番地884	介護予防訪問リハビリテーション	令和 2. 3. 18

山形県告示第353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人松寿会	長生園指定訪問介護事業所 寒河江市大字柴橋2246番地の1	訪 問 介 護	令和 2. 3. 31
株式会社カズコーポレーション	い〜かお えがお 西村山郡河北町谷地中央三丁目16番地の12	通 所 介 護	同

山形県告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人ぽけっと びーす 寒河江市中央一丁目6番16号	ぽけっとびーすの森 びあ はうす 寒河江市山岸町4番13号	生 活 介 護	15名	令和 2. 4. 1

山形県告示第355号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社クオリティブランニング 西村山郡河北町谷地字東566番地1	サポートセンターいぶき 村山市駅西22番1	令和2.4.1
トレンディワールド株式会社 千葉県千葉市中央区院内二丁目17番25号	相談支援事業所 あかり 東根市中央三丁目3番5号	同

山形県告示第356号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
株式会社鎌倉こどもリテラシー 神奈川県鎌倉市岡本二丁目2番18号	新庄こども学園「あかもも」 新庄市沖の町4番31号	児童発達支援	令和2.4.13
株式会社鎌倉こどもリテラシー 神奈川県鎌倉市岡本二丁目2番18号	新庄こども学園「あかもも」 新庄市沖の町4番31号	放課後等デイサービス	同

山形県告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届け出があった。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事業所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人庄内町社会福祉協議会 東田川郡庄内町余目字大塚1番地2	障害者多機能型施設ひまわり園 東田川郡庄内町余目字猿田36番地3	自立訓練（生活訓練）	令和2.4.1

山形県告示第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
新庄土地改良区
- 2 事務所の所在地
新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3

- 3 認可年月日
令和2年4月15日

山形県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
白川土地改良区
- 2 事務所の所在地
長井市今泉552番地
- 3 認可年月日
令和2年4月16日

山形県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
- 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
- 3 認可年月日
令和2年4月16日

山形県告示第361号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
山形県内全域
- 2 基本測量を実施した期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

山形県告示第362号

令和元年6月県告示第113号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省東北地方整備局最上川ダム統管理事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する期間
（変更前） 令和元年5月28日から同年11月29日まで
（変更後） 令和元年5月28日から令和2年1月31日まで
- 2 作業の種類
（変更前） 公共測量（航空レーザ測量）
（変更後） 公共測量（航空レーザ測量及び空中写真測量）

山形県告示第363号

令和元年6月県告示第114号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する期間
（変更前） 令和元年5月28日から同年11月29日まで
（変更後） 令和元年5月28日から令和2年1月31日まで
- 2 作業の種類
（変更前） 公共測量（航空レーザ測量）
（変更後） 公共測量（航空レーザ測量及び空中写真測量）

山形県告示第364号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
寒河江市南部、西村山郡河北町の一部及び同郡西川町の一部（寒河江ダム周辺）
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年5月28日から令和2年1月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量及び空中写真測量）

山形県告示第365号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
長井市の一部、東置賜郡川西町の一部及び西置賜郡飯豊町の一部（白川ダム及び長井ダム周辺）
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年5月28日から令和2年1月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量及び空中写真測量）

病院事業局関係**規 程****山形県病院事業管理規程第12号**

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月24日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

病衣使用料	助産に係る診療等を受ける場合	1人1日につき	70円
	上記以外の場合	1人1日につき	80円

を

病衣使用料	助産に係る診療等を受ける場合	1人1日につき	70円
	上記以外の場合	1人1日につき	80円
洗濯料	肌着、靴下及びこれらに準ずるもの	1件につき	830円

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2. 3. 27	第91号	304	下から23	に改め、同項を	に改め、同項ただし書中「第2項」を「第3項」に改め、同項を